

静岡県監査委員告示第1号

令和6年11月14日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

令和7年1月24日

静岡県監査委員 山下 和俊
静岡県監査委員 松本 早巳
静岡県監査委員 良知 淳行
静岡県監査委員 阿部 卓也

第1 請求人

静岡県 A

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

令和6年11月14日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県職員措置請求書

1 措置請求の要旨

令和6年1月9日起案、令和6年1月11日決裁、令和6年1月12日付で静岡県が行った、令和5年度東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（富士山コスプレ世界大会）負担金3,000,250円の支出について静岡県宛て公文書公開請求を行いました。開示された文書からは、支出の根拠が不明であり、不当な請求又は支出が行われた可能性があります。

この支出が違法又は不当であるとする理由は別紙請求理由のとおりです。

負担金請求者は、静岡県宛不正な申請資料を提出し、静岡県は支出する必要がない負担金を支出し県の財政に損失を与えた可能性があるため、負担金支出に係る手続及び根拠資料について、内訳等の調査及び調査結果の開示を要請します。また、負担金の支出に関し、根拠資料の不備又は手続の妥当性が無い場合は、事業者等に対して負担金の返還を求めるよう要請します。

2 請求者

住所 静岡県

氏名 A

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和6年11月14日

静岡県監査委員 様

(注) 措置請求書原文に即して記載したが、請求者の住所及び氏名は原文では実住所及び実名で記載されている。

なお、措置請求書には、次のような「別紙 請求理由」が添付されている。

静岡県職員措置請求書

別紙 請求理由

1 対象経費について

- (1) 東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム第 9 回富士山コスプレ世界大会について静岡県宛公文書公開請求を行った内容を別紙 1-1 に示す。
- (2) 東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム第 9 回富士山コスプレ世界大会について静岡県宛公文書公開請求を行った結果が別紙 1-2 である。負担金の上限額の定め及び負担率については定めが無く、公文書は不存在とされた。
- (3) 富士山コスプレ世界大会実行委員会が、令和 5 年 12 月 25 日付で静岡県宛提出した事業報告書に添付された収支報告書は、収入の部合計と支出の部合計が同額であり、12,750,310 円である。
- (4) 令和 6 年 1 月 5 日付、富士山コスプレ世界大会実行委員会が静岡県宛提出した請求書では、請求金額は 2,999,700 円である。
- (5) 静岡県が交付決定した金額は 2,999,700 円である。
- (6) 前述(1)より、東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム第 9 回富士山コスプレ世界大会負担金は負担率及び上限額の定めが無い。富士山コスプレ世界大会実行委員会からの請求金額 2,999,700 円に対して、静岡県は 2,999,700 円を支出している。請求金額 2,999,700 円に対して 2,999,700 円を交付しているから、これは負担率 100%と考えることができる。しかし、2,999,700 円の内訳は存在せず、(2)の収支報告書は 12,750,310 円である。この場合、12,750,310 円全額を対象経費として、2,999,700 円が支出され、負担率 23.5%と考えることもできる。

しかし、収支報告書のうち、負担金の対象経費はどの項目で、金額はいくらか確認する方法が無い。負担率の割合も確認する方法が無い。

2 ほかの補助金を適用した対象経費と二重に対象経費とすることについて

- (1) 富士山コスプレ世界大会実行委員会は、静岡県の負担金のほかに、静岡市の富士山コスプレ世界大会補助金交付要綱に基づき、静岡市から補助金を受給している。この補助金は、富士山コスプレ世界大会実行委員会が令和 5 年 12 月 25 日付で静岡県宛提出した事業報告書に添付された収支報告書の収支の部、主催者自己負担額に記載された「静岡市補助金 5,000,000 円」と考えられる。
- (2) 静岡市が規定する富士山コスプレ世界大会補助金交付要綱第 2 条では「補助金の額は、補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額の範囲内において市長が認める額とし、500 万円を限度とする。」とされている。

(3) 静岡市の富士山コスプレ世界大会補助金は、対象となる経費の2分の1に相当する額の範囲内でしか支出することができない。従って、5,000,000円を補助するには、対象経費は1,000万円以上必要である。収支報告書では、支出の部合計は12,750,310円であり、ここから10,000,000円を除くと残りは2,750,310円となる。これでは負担金2,999,700円を下回ることから、静岡県の負担金を支給する立場から見れば、2,999,700円を支給する経費の対象の一部は静岡市の補助金支給の対象経費と重複していると考えられる。

同じ対象経費に対して複数の補助金等を支出することとなるが、可能か。可能であればその理由、可能でない場合は対象経費の金額が負担金の支給金額を超過する理由は何か。それぞれ確認する方が無い。

3 富士山コスプレ世界大会実行委員会の体制について

(1) 静岡県が公表した東アジア文化都市静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項事業の要綱では、収支報告書には「当該事業を委託する場合の委託先」として、委託を行う場合は委託先を記載しなければならないと定めがある。しかしこの項目は空白となっていることから、富士山コスプレ世界大会実行委員会が直接業務を行ったことになる。富士山コスプレ世界大会実行委員会が静岡県宛提出した収支報告書のほか収支予算書には委託先の記載は無い。

(2) 富士山コスプレ世界大会のホームページでは、お問合わせ窓口として〒426-0041 静岡県藤枝市高柳1丁目17-23 富士山コスプレ世界大会実行委員会事務局（株式会社共立アイコム内）と記載がある。また、株式会社共立アイコムホームページには「商店街活性化のため、商店街の強みとコスプレイヤーのニーズを結びつけたコスプレイベント「富士山コスプレ世界大会」を企画。」等と記載がある。

(3) 富士山コスプレ世界大会実行委員会の組織図について、静岡市が開示した資料を別紙2に示す。実行委員長はA、副実行委員長はB、C、D（清水駅前銀座商店街理事長）とされている。また、事務局長としてE、事務局として株式会社共立アイコムと記載されている。

(4) 富士山コスプレ世界大会のホームページでは、お問合わせ窓口担当として「F」と記載されている。このお問合わせ窓口に記載されているメールアドレスにメールを送信すると、担当者として「B」と名乗る人物から回答がある。株式会社共立アイコムホームページでは、執行役員企画制作部長として「B」と記載されている。

この2つの人物は同一人物である可能性があり、富士山コスプレ世界大会実行委員会と株式会社共立アイコムは利益相反の関係にある可能性が高いが、確認する方法が無い。

4 一括委託について

(1) 公文書公開請求により静岡市から開示された資料を別紙4-1に示す。株式会社共立アイコムは富士山コスプレ世界大会実行委員会に対し、収支報告書の支出の部合計12,750,310円を、全額請求している。

(2) 実施事業の全額を委託するならば、実行委員会を通さず株式会社共立アイコムが実施すれば良い。実行委員会を介することで、経費が不透明になるほか、中間経費が増加する可能性がある。また、前述3の利益相反の可能性から、見積金額の水増しなどが可能になる可能性があるが、これらが行われていないことを示す書類等を確認する方法が無い。

5 一括委託により内訳が不明な運営団体の人件費について

- (1) 静岡県が公表した東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項では、対象とならない経費が規定されている。

富士山コスプレ世界大会実行委員会が静岡県宛提出した収支報告書には、「当該事業を委託する場合の委託先」の項目について記載は無い。したがって、すべての事業を実行委員が自主施行したと考えるべきであるが、静岡市から開示された請求書では支出額全額の 12,750,310 円全額を株式会社共立アイコムが富士山コスプレ世界大会実行委員会宛請求していることから、実際には株式会社共立アイコムに委託されていたことは明白である。

- (2) 前述 3 のとおり、実行委員会と株式会社共立アイコムは利益相反の可能性はある。富士山コスプレ世界大会実行委員会から業務を一括委託することで、「人件費」「雑費」等、対象外とされる経費を「運営費」などとして対象にしている可能性があるが、内訳は不明であり、確認する方法が無い。また、収支報告書に記載すべき当該事業を委託する場合の委託先は空白であり、この申請は虚偽である。

6 収支報告書の記載内容と東アジア文化都市関連経費の妥当性について

- (1) 富士山コスプレ世界大会実行委員会が令和 5 年 12 月 25 日付けで静岡県に提出した収支報告書には「東アジア文化都市」と名前が付く項目がいくつか存在する。

- (ア) 東アジア文化都市特設ブース 495,000 円
- (イ) 東アジア文化都市特設ブース関連運搬費 132,000 円
- (ウ) 東アジア文化都市イベント管理費 405,963 円
- (エ) 東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費 429,000 円

少なくともこの項目については、東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラムに関連した経費と考える。しかし、これらを合計しても負担金 2,999,700 円を下回る。東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラムに関連した残りの経費は何か不明だが確認する方法が無い。

7 東アジア文化都市関連経費の実施内容について

- (1) 富士山コスプレ世界大会実行委員会が令和 5 年 12 月 25 日付けで静岡県宛提出した事業報告書は、東アジア文化都市特設ブースについて、具体的にどのようなものがブースとして設置されたのか写真や図面等の記載は無い。イベント管理費やスタッフ人件費についても、何人が何時間作業を行ったか、積算根拠等の詳細は記載されておらず、確認する方法が無い。

- (2) 東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム富士山コスプレ世界大会は、同日同会場で開催された第 9 回富士山コスプレ世界大会と併設されたイベントと考えられる。この会場の配置図を別紙 7-1 に示す。この中から、東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム富士山コスプレ世界大会は、どの部分か。また、具体的にはどのようなものが設置され、どのような事業が行われたか確認する方法が無い、

8 東アジア文化都市特設ブースの費用について

- (1) 収支報告書の会場費には「東アジア文化都市特設ブース 495,000 円」と記載されている。別

紙 7-1 から、このブースは、3 坪テント 3 方向幕付き、長机 2 台、椅子 6 脚、100V 電源、蛍光灯、L 字スタンドが、それぞれ 2 セットである。

- (2) ブース設置に関して、法令等により経費の上限が定められているわけではないと考えるものの、一般的なイベントを実施する際の相場と比較すると、495,000 円はかなり高額ではないかと考える。しかし、内訳等の詳細は分からず、この金額の理由が何か確認する方法が無い。

9 東アジア文化都市特設ブース関連運搬費について

- (1) 収支報告書の運搬費には「東アジア文化都市特設ブース関連運搬費」として 132,000 円が支出されているが、誰が何をどのように運搬したか不明である。
- (2) 静岡市から開示された文書では、運搬を他の事業者へ委託した領収証等は確認できない。この運搬費の内訳は何か、誰が何をどのように運搬したのか、確認する方法が無い。

10 東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費について

- (1) 収支報告書の運営費には「イベントスタッフ人件費 1,237,184 円」と記載があり、それとは別に「東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費 429,000 円」と記載されている。東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費は 429,000 円となっているが、3 坪テントのブースに充てられるスタッフの人数にはある程度限度があると考えられる。しかし、人数や時間、領収書等詳細が分かる資料は無く、確認はできない。併設イベントとして、第 9 回富士山コスプレ世界大会が行われており、どちらのイベントにどのスタッフが配置されているのか判断が難しい。また、静岡市から開示された文書を別紙 10-1 に示す。第 9 回富士山コスプレ世界大会で支払ったスタッフ（有償ボランティア）の領収書は、令和 5 年 11 月 24 日、令和 5 年 11 月 25 日分の合計で 378,000 円である。
- (2) スタッフとして招集したボランティアを全員東アジアブースに配備したとしても、東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム用スタッフ人件費 429,000 円を下回っている。では、東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費の内訳とは何か。誰が何人どのような作業を行ったか、確認する方法が無い。

11 その他、東アジア文化都市イベントに関連する経費の内訳について

- (1) 前述 5、6、7、8 から、東アジア文化都市 2023 静岡県協働プログラム富士山コスプレ世界大会は、収支報告書の記載方法、内容について不明な点が多いが確認する方法が無い。
- (2) 前述 6 から、この収支報告書では対象経費が何か判別できない。前述 8、9、10 以外の対象経費についても、実施内容の詳細と、経費の内訳を求める。

12 会場費の上昇について

- (1) 静岡市に提出された第 8 回富士山コスプレ世界大会の収支決算書を別紙 12-1 に示す。また、第 8 回富士山コスプレ世界大会配置図とリース会社の請求書を別紙 12-2 に示す。
- (2) 第 8 回と第 9 回の配置図及び請求書では、東アジア文化都市特設ブース以外、会場内の設備に大きな差が無い。しかし、会場費の金額は 2,935,460 円から 4,216,767 円となり、1,281,307 円の上昇となっている。また、富士山コスプレ世界大会実行委員会が令和 5 年 12 月 25 日付け

で静岡県宛提出した収支報告書でも予算額 3,855,615 円から 4,869,806 円に上昇している。この上昇は物価上昇の影響だけでは説明できない上昇率と考えるが何が増加した結果このように金額が上昇したか詳細を確認する方法が無い。

13 収支報告書の修正について

(1) 前述 2 から対象経費が不明であるものの、仮定として、全ての経費が静岡県負担金及び静岡市補助金の対象とする。

仮に、静岡県の負担金 2,999,700 円の対象経費が静岡市の補助金の対象とならないとした場合、静岡市補助金の対象経費の最大額は $12,750,310 - 2,999,700 \text{ 円} = 9,750,610 \text{ 円}$ と考えられる。

(2) この場合、仮に対象外となる経費が無く、全ての経費が対象になったとしても、1/2 補助ならば補助金は 4,875,305 円が限度となると考えられる。

静岡市の補助金対象 10,000,000 円とし、2分の1に相当する 5,000,000 円支出されたとも考えられるが、その場合、静岡県負担金は 2,750,310 円を対象に 2,999,700 円支出されたこととなり、負担率が 100%を超えるため非現実的である。

(3) 静岡県宛提出された収支報告書と、静岡市宛提出された収支決算書は提出日と内容が異なっている。静岡市宛提出された収支決算書は、令和 6 年 3 月 30 日、31 日に実施された別事業の収支が追加され、それを含めた事業に対する補助金額は 5,000,000 円となっている。

(4) 仮に、前述 2 の対象経費の二重化が認められない場合、令和 5 年 12 月 25 日付で静岡県宛提出された収支報告書では静岡市補助金の対象経費の最大額は 9,750,610 円であり、2分の1に相当する額の補助金は 4,875,305 円が限度となる。しかし、令和 6 年 3 月 31 日付で静岡市宛提出された収支決算書及び静岡市支出命令書から、実際には静岡市から 5,000,000 円が支出されている。静岡市補助金の補助率は 2分の1で限度額は 5,000,000 円である。 $5,000,000 \text{ 円} - 4,875,305 \text{ 円} = 124,695 \text{ 円}$ の残りの補助金を受給するためには、対象経費は 124,695 円の 2 倍となる 249,390 円が必要になると考える。

(5) 富士山コスプレ世界大会実行委員会が令和 6 年 3 月 30 日、31 日に実施した別事業には、静岡市補助金の対象経費となり得るものが存在すると考えられる。この経費の一部又は全額を静岡市補助金の対象経費とすれば、補助金の最大額 5,000,000 円を受給しうると考える。しかし、令和 5 年 12 月 26 日に静岡県宛提出した収支報告書は、主催者自己負担額の内訳である静岡市補助金を 5,000,000 円、負担金対象経費 12,750,310 円として既に提出済みであり、これに対して審査が行われたと考えられる。

残りの 124,695 円を受給するためには、静岡県宛提出された収支報告書は静岡市補助金を 4,875,305 円とし、124,695 円を自主財源等として収入する必要があると考える。

しかし、公文書公開請求により静岡県から提出された資料には、収支報告書を修正した履歴が分かるものは無い。このため、富士山コスプレ世界大会実行委員会は、事業報告書提出後、収支の内容を無断で変更している可能性がある。

東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項 6 手続き、スケジュールでは、事業変更（負担金額の 20%以上の変更のみ）必要な場合事業変更申請書を提出することとされているが、これは事業完了前を前提とした規定と考える。静岡県は令和 6 年 1 月 12

日に負担金を支出済みであり、その後に無断で修正されたのであれば、静岡県は収支報告書について正確な内容を把握することができず、申請そのものに虚偽があると考えます。このことについて、静岡県はどのように把握し、審査を行ったか不明であるが、確認する方法が無い。

以上から、負担金支出に至る手続き等について、監査及び監査結果の開示を要請します。

また、負担金等の支出に関し、書類の不備、不正又は手続に妥当性が無い場合は、不必要な支出を行ったこととなりますから、事業者等に対し負担金の返還を求めよう要請します。

- (注) 1 措置請求書別紙請求理由原文に即して記載したが、A、B、C、D、E及びFは原文では実名で記載されている。なお、E及びFはBに記載されている実名のうちの姓と同じ姓だけが記載されている。
- 2 措置請求書及び措置請求書別紙請求理由には事実を証する書面として協定書、事業報告書、収支報告書等が添付されている。(内容は省略)

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、本件措置請求が県の違法又は不当な財務会計行為に該当するか疑義があったものの、この疑義については、陳述・監査の過程の中で判断することとし、請求人が措置請求書に記載された場所に住所を有している等、その他の同条所定の要件は具備しているものと認められるので、令和6年11月28日に受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

措置請求書の記載や請求人の陳述から、請求人は「富士山コスプレ世界大会実行委員会に対する負担金の支出が違法又は不当に行われた可能性がある。不備、不正又は妥当性がない場合は返還を求めよう要請する。」と主張していると解し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象事項とした。

- ・「違法又は不当な公金の支出」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課

3 請求人の陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和6年12月19日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述用の資料として令和6年12月17日に次のような追加資料を提出した。

措置請求書に関しては提出済資料のとおり。

以下、補足事項。

- 1 負担金支出の根拠資料として開示された公文書について
静岡県宛て行われた公文書開示請求から請求内容を示す。

公文書開示請求の内容（ここから）

（下記は公文書開示請求を行った際、受付メールとして送付されたものです。）

令和6年10月09日付で「東アジア文化都市2023静岡県」地域連携プログラムに関連した交付金、補助金、助成金等（以下交付金等とする）のうち、令和5年11月25日26日に行われた事業及びその準備等関連事業に対して支出されたものに関する資料。ただし、この事業が、実施した事業に対して交付金等が支出される形式ではなく、委託業務等として行われた場合は、交付金等は委託業務費と置き換えてください。

この事業は、令和5年11月25日26日にJR清水駅東口公園及びその周辺を会場として行われた「富士山コスプレ世界大会」と併設又は同会場で実施されていた事業とされています。正式な事業名は不明です。

- （1）交付金等の支出対象となった事業の正式名称
- （2）交付金等の支出額
- （3）交付金等を支出する根拠資料（対象となる事業の決算資料、見積等）
- （4）交付金等の交付率及び上限額
- （5）交付金等の支出相手方の名称、法人格の有無
- （6）交付金等の支出額、予算科目、支出日、振込日、消費税額が分かる財務会計伝票の写し、支出負担行為書、支出命令書にそれぞれ相当する伝票の写し
- （7）交付金等を支出する対象となる事業の事業計画書、事業概要書等、交付対象に該当するかどうかを審査するために使用した資料
- （8）交付を決定するに至る事業決裁、起案文書等
- （9）交付金等を支出する対象事業が実施した事業の内容が分かる実施報告等（テントの設営、PRパネルの展示、出演者の招致等、実施した事業の内容が分かるもの）
- （10）交付金等を支出する根拠となる要綱等
- （11）事業が委託業務等として行われていた場合は、入札方法、入札参加者、落札者。随意契約の場合は見積参加者、落札者、落札金額。単独随意契約の場合は、単独随意契約の理由。

（公文書開示請求の内容ここまで）

これに対する公文書の開示結果のうち、事業に関する経費が分かるものは、収支予算書（1枚）、収支報告書（1枚）、請求書（1枚）であった。それぞれの内訳が分かる明細、領収証、見積等の開示は無かったことから、公文書として存在しないこととなり、この資料だけを根拠に負担金支出に関する審査が行われたものとする。

静岡市から開示された資料には、領収証等の添付書類の一部が含まれており、実施されたイベントの一部について、内容を把握することができる。

実施されたイベントと、決算報告書の対象と考えられる範囲を別紙1に示す。

2 対象経費の重複可否について

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を抜粋する。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(抜粋ここまで)

1つの事業に対して複数の補助等を重複して適用することは、不足する資金等の充当ではなく、利益の供与となりうる。利益を供与するために補助金等を支出することは、誠実に補助事業等又は間接補助事業を行うよう努めているとは考えられないと推測するが、静岡県が支出した負担金は、静岡市の補助金の対象経費と重複が可能か。可能であればその理由、可能でなければ、対象経費を区別する必要があると考える。対象経費の重複の可否はどちらか。

3 収支報告書の内訳について

静岡県から開示された文書の収支報告書は、支出された12,750,310円のうち、どの項目に対して補助金等が支出されたか不明であり、審査をどのように行ったかについても不明である。

また、いつ誰が誰に対して見積を提出し、どのような作業をどのような金額で行う予定で発注されたものか不明であり、何をどのように設置し、誰がどのように何の作業を行ったかも不明であるため、金額の妥当性を確認する方法が無い。

東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム富士山コスプレ世界大会は対象経費、内訳、具体的な実施内容について不明な点が多い。同時開催のイベント富士山コスプレ世界大会と経費の区別が行われていない。静岡県は、収支報告書のどの経費に対して負担金を支出したか。

4 謝礼の根拠資料について

日本人ゲスト謝礼492,000円に対して海外ゲストの謝礼が高額だがこの理由は何か。

静岡県宛て提出された収支報告書と静岡市宛て提出された収支決算書を別紙2に示す。また、

イベント実施期間と、静岡県と静岡市に収支報告書と収支決算書が提出された日付を示す資料を別紙3に示す。

静岡県宛て提出された収支決算書には、出演費・謝金実績額（内訳：日本人ゲスト謝礼492,000円、海外ゲスト出演費254,000円）として746,000円が記載されている。また、静岡市宛て提出された収支決算書には報償費（備考：ゲスト出演料等）として746,000円が記載されている。両者に記載された746,000円は同じ経費を指していると考えられる。

静岡市から開示された文書のうちゲスト出演料に関する資料と考えられるものを別紙4に示す。静岡市から開示された文書には日本人ゲスト出演料と考えられる領収証が複数存在する。氏名等は黒塗りであり詳細は不明なものの、領収証の合計金額は492,000円であり収支報告書の「日本人ゲスト謝礼」と金額は一致している。しかし海外ゲスト出演費254,000円に該当する領収証等はなく、海外ゲストにどのように支出したか確認する方法が無い。また、海外ゲストの就労ビザの有無に関する記録を確認する方法が無い。

5 東アジア文化都市特設ブースと関連経費について

静岡県から開示された文書「東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム実施に関する実績報告書の提出について」の「別紙1 第9回富士山コスプレ世界大会事業報告書」のうち「4 東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム特別企画」の「東アジア文化都市PRブース（両日/終日）場所：東口公園」とされる写真を別紙5に示す。この写真が、収支報告書の「特設ブース」であると推測されるが、写真は不鮮明で、その場に何が展示され、何が配付されたか、実施された事業の詳細を確認する方法が無い。従って、展示のために何を運搬したかも確認する方法が無い。

特設ブース設置について、金額の詳細が不明であることは、措置請求書に記載したとおりであるが、令和6年11月16日（土）、17日（日）に実施された第10回富士山コスプレ世界大会において類似のブースが設置されたことから、参考図として写真を示す。



(参考図)

現地を確認した者の証言によると、スタッフは常駐していなかったとのことであるが、その状況を常時撮影した動画等は存在しないため事実確認及び証明は難しい。また、令和5年度に行われた東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム富士山コスプレ世界大会と本写真は別のイベントであるため参考図としている。

なお、この写真のブースは、関係者のメールの記録から、アーツカウンシルしずおか文化芸術専門協働助成金について何らかの関係がある可能性が高く、静岡県から助成金の情報提供があったものとされているが、詳細を確認する方法が無いため事実関係は不明である。

静岡県が東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム富士山コスプレ世界大会の負担金を支出するにあたり、収支報告書の実績として確認した特設ブース495,000円とはどのようなものか。東アジア文化都市イベント管理費405,963円の内訳とは何か。東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費429,000円の内訳とは何か。スタッフとは具体的には誰が何の作業を行ったか。東アジア文化都市特設ブース関連運搬費132,000円とは何か。申請者の積算金額は妥当か。

静岡市から開示された文書から、令和5年12月18日付でリース会社から請求書が提出されたことは措置請求書及び措置請求書別紙12-2のとおりであるが、リース会社から株式会社共立アイコム宛て提出された請求書には「本部・東アジア・他出店」と記載された項目がある。この項目は黒塗りであり金額の詳細が不明だが、この部分が特設ブース495,000円の内訳か。この請求書には、他にも1坪テント、3坪テント、6坪テント11.25坪テント、テーブルなどが複数存在する。それぞれ黒塗りで金額は不明であるが、それぞれの金額は妥当か。

リース会社の請求書には「貸衣装」と記載された項目があるが、黒塗りで金額が不明である。この「貸衣装」は収支報告書の貸衣装ブース176,000円の対象となる可能性があるが、金額は妥当か。同様に「記念撮影ポイント」と記載された項目があるが、これは撮影スポット設営費220,000円の対象となる可能性がある。金額は妥当か。

6 事業の一括委託について

静岡県が開示した収支報告書に記載された支出額の合計は12,750,310円である。これは、共立アイコム株式会社から実行委員会宛提出された請求書と同額であるから、実行委員会は実施事業の全部を共立アイコム株式会社に委託したと考える。実行委員会の委員と共立アイコム株式会社の関係は、措置請求書のとおりである。収支報告書の記載に問題は無いか。団体人件費等の対象外経費の代替、利益相反等による請求額水増しの可能性は無いか。

7 負担金予算の流用及び採択の経緯について

関係者のメールの記録の一部を別紙6に示す。このメールによれば、令和6年6月19日付メールで、アーツカウンシルしずおか文化芸術専門協働助成金の応募について、令和6年7月4日付で採択されたことが関係者に通知されている。このメールの中で「尚、昨年の東アジア文化都市連携と同じような仕立てになります。東アジア文化都市連携は共立アイコムとの関係性から特別に採択された経緯もあり本大会予算への流用が甘い部分がありましたが」と記載されている。文章の意図が不明だが、あたかも静岡県と企業との間で経費を流用することを前提に事業が進められていたようにも見受けられる。東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム富士山コスプレ世界大会の負担金の性質は、対象外経費に流用が可能か。また「東アジア文化都市連携は共立アイコムとの関係性から特別に採択された経緯」とあるが、共立アイコムとの関係性と経緯とは何か。

(注) 追加資料には別紙1から別紙6が添付されている。(内容は省略)

陳述では、「措置請求書」及び「追加資料」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- 意見書3の(3)では、申請書に委託先の記載がないことから委託先はないと判断したということだが、静岡市が開示した資料によると、収支報告書の支出額と振込手数料全額を株式会社共立アイコムが実行委員会宛て請求していることから、実施事業の全部が委託されていたことは明らかであると考える。意見書では、「申請書に委託先の記載がないことを理由に委託先がないと判断し、委託先がないから利益相反等についても疑いようがなかった」という説明に見えるが、実際には全部が委託されていると考えられることから、その結果として利益相反等の可能性はあり、水増しの可能性はあると考える。
- 意見書1の(2)ウに、対象外経費として「団体等の職員給与等人件費」がある。意見書3の(3)では「委託先はないと判断した」とあり、委託先がなければ、事業は全て実行委員会が直接行ったことになると思う。この場合、特設ブース用スタッフや運搬等は団体が直接実施したことになると思うので、この人件費は「団体等の職員給与等人件費」となり、対象外経費に該当するのではないかと考える。収支報告書のほかには領収書等が無いので、団体職員以外のボランティアやアルバイトがスタッフとして従事したかどうか確認する方法が無い。なぜこの人件費が対象経費とされ、支出が妥当とされたのか不明である。

- 意見書3の(6)についてであるが、「東アジア文化都市特設ブースが具体的にどのようなものか確認する方法がない」という主張に対して、「現地確認及び実施報告書の写真により確認した」と回答している。実施報告書の写真はやや不鮮明で分かりにくいものの、私にはテントとテーブルが置いてあるだけのように見える。静岡市から開示されたリース会社の明細でも「3坪テント」と「長机」とされている。静岡県の方は現地を確認したとのことなので、そこに何が幾つあったか、スタッフは何人がどの程度の時間、何の作業をしていたのか、目視で確認したと考える。私の知人も複数人現地にいたので、会場内の状況は聞いている。現場にあったレンタル品や作業内容を確認し、内容を把握した上で、設備や人件費の金額が妥当であると判断したのは、相場感としては若干不自然ではないかと考える。また、資料が収支報告書1枚しかないので、この資料だけでどのように審査したかを聞いているのである。
- 意見書3の(7)についてであるが、「東アジア文化都市特設ブースが相場と比べて高額ではないか」という主張であるため、高額と考えるかどうかを聞いているのに対して、「負担金が当該事業に充てられている」と回答しており、主張に対する回答にはなっていないと考える。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関であるスポーツ・文化観光部文化局文化政策課からは、令和6年12月11日付けで次の意見書が提出された。

＜静岡県スポーツ・文化観光部長＞

静岡県知事に対する措置請求に対する意見書

1 令和5年度東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム負担金について

令和5年度東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム「第9回富士山コスプレ世界大会」負担金（以下、「負担金」という。）は、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下、「東アジア実行委員会」という。）の「東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項」（以下、「実施要項」という。）に基づき実施している。

(1) 趣旨

東アジア実行委員会は、東アジア文化都市2023静岡県の基本計画に基づき、各文化分野の有識者、専門家等に依頼し、企画・実施する東アジア文化都市事業に対して負担金を交付し、実施を支援する。

(2) 負担金の対象

ア 対象となる事業

東アジア実行委員会が定める基本計画に従い、東アジア実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業（以下、「専門協働プログラム」という。）

イ 対象経費

対象経費は、次の経費である。

「出演費・謝金」「翻訳・通訳費」「出演者に係る旅費・宿泊費」「会場費」「運搬費」「著作権料」「広告・印刷費」「運営費」

ウ 対象外経費

対象外経費は次の経費である。

「団体等の職員給与等人件費」「団体等の維持管理費」「航空・列車・船舶運賃の特別料金」「行政に支払う手数料」「金融機関、宅配業者等に支払う手数料」「手土産代」「飲食に係る経費」「高額な備品」「施設整備費」「業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料」「海外傷害保険等の各種保険料」「予備費・雑費等使途が曖昧な経費」

エ 負担額の決定

負担額は東アジア実行委員会と専門協働プログラムを実施する者が締結した協定書に基づき、決定する。

2 負担金支出の概要

本件負担金は東アジア実行委員会が、富士山コスプレ世界大会実行委員会（以下、「富士コス実行委員会」という。）に対し、例年の富士山コスプレ世界大会に加えて、日本のサブカルチャーに関する専門協働プログラムを企画・実施することを依頼し、負担額 2,999,700 円を支出したものである。

(1) 事業概要

ア 事業名

東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム「第 9 回富士山コスプレ世界大会」
(以下、「コスプレ世界大会」という。)

イ 事業の趣旨

世界的にも有名なアニメ、漫画、コスプレといった日本のサブカルチャーに関するイベントを専門協働プログラムとして実施することで、静岡県における文化の交流と文化発信を行う。

ウ 主催

富士山コスプレ世界大会実行委員会

エ 実施期間

令和 5 年 11 月 25 日から令和 5 年 11 月 26 日

オ 負担金内訳

負担額 2,999,700 円の内訳は富士コス実行委員会が東アジア実行委員会に提出した収支報告書から、次のとおりである。

区 分	名 称	金 額 (円)
出演費・謝金	海外ゲスト出演費	254,000
翻訳・通訳費	通訳費	66,000
旅費・宿泊費	海外ゲスト旅費	118,661
	宿泊費	43,076
会場費	東アジア文化都市特設ブース	495,000
	撮影スポット設営費	220,000
	貸衣装ブース	176,000
運搬費	東アジア文化都市特設ブース関連運搬費	132,000

広告・印刷費	しずチカ広報費	55,000
	チラシ	110,000
運営費	デジタルスタンプラリー運営費	495,000
	東アジア文化都市イベント管理費	405,963
	東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費	429,000
総計		2,999,700

3 請求人の主張に対する意見

請求人は、東アジア文化都市 2023 静岡県専門協働プログラム「第 9 回富士山コスプレ世界大会」の事業実施者が静岡県宛不正な申請書類を提出し、静岡県は支出する必要が無い負担金を支出したことを理由に県財政に損害を与えていると主張するが、これに対する監査対象機関の意見は以下のとおりである。

(1) 対象経費について

請求人は静岡県職員措置請求書別紙請求理由（以下、「別紙請求理由」という。）1（6）で富士コス実行委員会から提出された収支報告書のうち、負担金の対象経費はどの項目で、金額はいくらか確認する方法がないと主張するが、富士コス実行委員会から東アジア実行委員会宛提出された収支報告書の原本から、東アジア実行委員会は負担金の内訳を確認し、妥当であると判断している。

また、請求人は負担率の割合についても確認する方法がないと主張するが、当該負担金は負担率を定めていない。

(2) 他の補助金を適用した対象経費と二重に対象経費とすることについて

請求人は別紙請求理由 2（3）で富士コス実行委員会が静岡市から交付を受けた補助金（以下、「静岡市補助金」という。）と負担金の対象経費が重複しており、重複することの可否について確認することができないと主張しているが、実施要項では負担金の他補助金等の対象経費との重複について定めておらず、対象経費が重複することを不可とするものではない。

また、本件負担金は、富士コス実行委員会に対し、例年の富士山コスプレ世界大会に加えて、日本のサブカルチャーに関する専門協働プログラムを企画・実施することを依頼し、その上乗せ分として負担額 2,999,700 円を支出したものであり、重複の問題は生じない。

なお、監査請求を受け、静岡市補助金と負担金の対象経費に重複がないことを富士コス実行委員会に確認している。

(3) 収支報告書の委託先の記載及び利益相反関係について

請求人は別紙請求理由 5（2）で収支報告書に記載すべき当該事業を委託する場合の委託先は空白であり、この申請は虚偽であると主張する。実施要項 4「対象経費」で、「運営上、業務を外部委託する場合は、別紙 2 に委託先を明記」と規定しているが、富士コス実行委員会から提出された収支予算書および収支報告書には委託先の記載がないため、東アジア実行委員会は運営の委託がないと判断している。

また、請求人は別紙請求理由3(4)で富士コス実行委員会と(株)共立アイコムは利益相反の関係にある可能性が高いが、確認する方法が無いと主張するが、東アジア実行委員会は運営の委託がないと判断しており、利益相反関係の可能性について知り得なかった。

さらに、請求人は別紙請求理由4(2)で利益相反の可能性から、見積金額の水増しなどが可能になる可能性があるが、これらが行われていないことを示す書類等を確認する方法が無いと主張する。東アジア実行委員会は利益相反関係による見積金額の水増しの可能性についても知り得なかった。

なお、富士コス実行委員会から東アジア実行委員会宛提出された収支予算書および収支報告書から、東アジア実行委員会は負担金の内訳を確認し、妥当であると判断している。

(4) 一括委託により内訳が不明な運営団体の人件費について

請求人は別紙請求理由5(2)で富士コス実行委員会から業務を一括委託することで、「人件費」「雑費」等、対象外とされる経費を「運営費」などとして対象にしている可能性があるが、内訳は不明であり、確認する方法が無いと主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が実施要項4に定める「対象経費」に充てられており、「対象外経費」が含まれていないことを確認している。

(5) 収支報告書の記載内容について

請求人は別紙請求理由6(1)で収支報告書の「東アジア文化都市」と名前が付く項目以外に、専門協働プログラムに関連した経費が何か不明であり、確認する方法がないと主張するが、3(1)で述べたとおり、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金の内訳を確認しており、妥当であると判断している。なお、負担金の内訳は2(1)オのとおりである。

(6) 東アジア文化都市関連経費の実施内容について

請求人は別紙請求理由7(1)で富士コス実行委員会が静岡県宛提出した事業報告書は、東アジア文化都市特設ブースについて、具体的にどのようなものが設置され、どのような事業が行われたか確認する方法がないと主張するが、東アジア実行委員会は開催当日の現地確認及び事業報告書の「4.東アジア文化都市2023静岡県 専門協働プログラム特別企画」の写真により、東アジア文化都市特設ブースの実施を確認している。

また、請求人は別紙請求理由7(1)で、イベント管理費やスタッフ人件費についても、何人が何時間作業を行ったか、積算根拠等の詳細は記載されておらず、確認する方法が無いと主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が当該事業に充てられていることを確認している。

なお、監査請求を受け、東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費の内訳を富士コス実行委員会に確認している。

さらに、請求人は別紙請求理由7(2)で東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム富士山コスプレ世界大会は、同日同会場で実施された第9回富士山コスプレ世界大会と併設されたイベントと考えられると主張するが、当該専門協働プログラムは例年の富士山コスプレ世界大会に加えて、日本のサブカルチャーに関する専門協働プログラムを企画・実施したものである。

また、配置図における専門協働プログラムはどの部分か、具体的にどのようなものが設置され、どのような事業が行われたか確認する方法が無いと主張するが、東アジア実行委員会は開催当日の現地確認及び事業報告書の「4. 東アジア文化都市 2023 静岡県 専門協働プログラム特別企画」の写真により、専門協働プログラムとして、東アジア文化都市特設ブース、東アジアに関連した無料貸衣装コーナーや中国、韓国のフォトパネルを設置し、中国からのゲスト招聘やデジタルスタンプラリーの実施を確認している。

(7) 東アジア文化都市特設ブースの費用について

請求人は別紙請求理由 8 (2) で東アジア文化都市特設ブースの費用について、一般的なイベントを実施する際の相場と比較すると高額であり、内訳等の詳細は分からず、この金額の理由が何か確認する方法が無いと主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が当該事業に充てられていることを確認している。

なお、監査請求を受け、東アジア文化都市特設ブースの内訳について、富士コス実行委員会に確認している。

(8) 東アジア文化都市特設ブース関連運搬費について

請求人は別紙請求理由 9 (2) で東アジア文化都市特設ブース関連運搬費について、内訳は何か、誰が何をどのようにして運搬したものか確認する方法がないと主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が当該事業に充てられていることを確認している。

なお、監査請求を受け、当該運搬費がブース出展用備品やPR物品の運搬であると富士コス実行委員会に確認している。

(9) 東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費について

請求人は別紙請求理由 10 (2) で有償ボランティアを全員東アジア文化都市特設ブースに配備したとしても東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費 429,000 円を下回っており、人件費の内訳を確認する方法がないと主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が当該事業に充てられていることを確認している。

なお、監査請求を受け、東アジア文化都市イベント用スタッフ人件費の内訳を富士コス実行委員会に確認している。

(10) その他、東アジア文化都市イベントに関連する経費の内訳について

請求人は別紙請求理由 11 (1) (2) で収支報告書について、記載方法や内容について不明な点が多く、対象経費が何か確認する方法がないため、実施内容の詳細と内訳を求めると主張するが、東アジア実行委員会は収支報告書から負担金が当該事業に充てられていることを確認し、妥当であると判断している。

(11) 会場費の上昇について

請求人は別紙請求理由 12 (2) で負担金の対象である第 9 回コスプレ世界大会と前回開催である第 8 回コスプレ世界大会の会場費について、東アジア文化都市特設ブース以外に大きな差がな

いにも関わらず会場費の金額が1,281,307円上昇しており、何が増加した結果このように金額が上昇したか確認する方法がないと主張するが、東アジア実行委員会は第9回コスプレ世界大会において、例年の大会に加え、日本のサブカルチャーに関する専門協働プログラムを企画・実施することを依頼し、その上乘せ分として2(1)オのとおり、会場費として891,000円の負担金を支出したものである。

なお、監査請求を受け、収支報告書に記載されている会場費が予算額3,855,615円から実績額4,869,806円に上昇した理由について、富士コス実行委員会に確認している。

(12) 収支報告書の修正について

請求人の別紙請求書13(1)から(5)までの主張について、本件負担金は、富士コス実行委員会に対し、例年の富士山コスプレ世界大会に加えて、日本のサブカルチャーに関する専門協働プログラムを企画・実施することを依頼し、その上乘せ分として負担額2,999,700円を支出したものであり、重複の問題は生じず、それに伴う問題も生じない。

4 本件措置請求について

以上のことから、令和5年度東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム「第9回富士山コスプレ世界大会」負担金の支出に関して、違法若しくは不当な公金の支出はなく、富士コス実行委員会に対し、負担金の返還を求める必要はないものとする。

(注) 意見書原文に即して記載した。

また、監査対象機関は、令和6年12月19日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。

(意見等)

- 東アジア実行委員会が、富士コス実行委員会に対し、負担金を支出したものであり、静岡県が直接、富士コス実行委員会に対し支出したのではない。
- 請求人が陳述用の資料として提出した追加資料に記載された補足事項について補足する。
海外ゲストの謝礼について、請求人は、補足事項の4で、「日本人ゲスト謝礼492,000円に対して海外ゲストの謝礼が高額だがこの理由は何か」と主張している。監査請求を受け、富士コス実行委員会に確認したところ、海外ゲストの謝礼については、ゲスト所属事務所に提示された金額を支出しているということであった。
- 海外ゲストの就労ビザの有無について、請求人は、補足事項の4で、「海外ゲストの就労ビザの有無に関する記録を確認する方法がない」と主張している。監査請求を受け、富士コス実行委員会に確認したところ、就労ビザの有無についてはゲスト所属事務所に一任をしており、詳細は把握していないとの回答があった。
- 負担金の流用について、請求人は、補足事項の7で、「静岡県と企業との間で経費を流用することを前提に事業が認められていたようにも見受けられる。また、負担金の性質は対象外経費に流用が可能か」と主張しているが、実施要項に定めるとおり、当負担金は対象経費と対象外経費を区別

しており、対象外経費に流用することは不可能としている。東アジア実行委員会が富士コス実行委員会に対し特別に負担金を対象外経費に流用することを認めたことはない。

- ・ 東アジア実行委員会と株式会社共立アイコムとの関係性、経緯について、請求人は、補足事項の7で、「関係者のメールに「東アジア文化都市連携は共立アイコムとの関係から特別に採択された経緯」とあるが、共立アイコムとの関係性と経緯とは何か」と主張している。当負担金について富士コス実行委員会を特別採択したという事実は存在せず、ほかの専門協働プログラムと同様の事務処理により、協議の上、協定書を締結し、負担金を支出したものである。

5 監査対象機関への調査結果等（要旨）

令和6年12月18日に監査対象機関（文化政策課）に対し、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下「東アジア実行委員会」という。）の組織体制や運営状況等について調査を行った。

その内容は、監査対象機関の意見書や陳述での意見等の内容を除くと、次のとおりである。

- ・ 東アジア実行委員会は、富士山コスプレ世界大会実行委員会との間に締結した「東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム「第9回富士山コスプレ世界大会」の推進に関する協定書」に基づき、令和6年1月12日に負担金2,999,700円を富士山コスプレ世界大会実行委員会に対して支出している。なお、振込手数料として別途550円かかっている。
- ・ 東アジア実行委員会は、東アジア文化都市2023静岡県を効果的に推進することを目的として令和4年11月29日に設立され、東アジア文化都市2023静岡県の事業終了後、令和6年3月31日に解散した。
- ・ 東アジア実行委員会に関する規程として、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会則（以下「会則」という。）」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会計事務及び財産事務の取扱いについて」が定められている。
- ・ 東アジア実行委員会の組織については、会則第4条において、「実行委員会は、会長（1人）、委員長（1人）、委員長が委嘱するその他の実行委員（10人以上15人以内。以下「委員」と総称する。）及び監事（2人以内）をもって組織する。」と定められている。この規定に基づき、東アジア実行委員会設立時に県内外の学術、文化団体、報道、経済、スポーツ等の各団体の長等15人が委員として委嘱され、静岡県職員以外の者2人が監事として委嘱されている。
- ・ 東アジア実行委員会の会長及び委員長については、会則第5条第1項において「会長は静岡県知事をもって充てる。」、同条第2項において「委員長は、静岡県副知事をもって充てる。」と定められている。この規定に基づき、会長は静岡県知事、委員長は静岡県副知事が充てられている。
- ・ 東アジア実行委員会の役員及び委員の任期については、会則第8条において、「役員及び委員の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。」と定められている。役員及び委員の変更について明文化された規定はないが、実際に委員の退任や監事の交代があった。
- ・ 東アジア実行委員会の事務局については、会則第17条に基づき、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課に置かれている。事務局の職員や事務の決裁については、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程及び東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則により詳細が定められている。

- ・ 東アジア実行委員会の会議については、会則第9条において、委員長が招集し、委員長が議長となり、会則の改廃、事業計画、事業報告、予算、決算等について議決することと定められている。また、会議は委員をもって構成され、会議の定足数は構成員の2分の1とし、会議の議決は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると定められている。この規定に基づき、東アジア実行委員会の設立から解散までの間に会議が4回開催され、いずれの会議も構成員の半数以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって事業計画、事業報告、予算、決算、会則の廃止等について議決されている。なお、会議を構成する委員15人（令和5年5月25日以降は14人）のうち、12人（令和5年5月25日以降は11人）は静岡県職員以外の者である。
- ・ 東アジア実行委員会の会計年度については、会則第15条において、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定されている。
- ・ 東アジア実行委員会の出納については、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則第13条において、現金の出納は委員長が指定する金融機関を通して取り扱うものとする規定され、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会計事務及び財産事務の取扱いについてにおいて指定金融機関が定められている。これらの規定に基づき、東アジア実行委員会の委員長名義の口座が開設され、収入・支出は当該口座を通して処理されている。
- ・ 東アジア実行委員会の経費については、会則第14条において、静岡県負担金及びその他の収入をもって充てると規定されている。なお、静岡県は東アジア実行委員会へ負担金339,116,000円を支出している。東アジア実行委員会のその他の収入としては、文化庁委託費、利息等がある。
- ・ 文化庁委託費は、委託契約書に基づき、98,704,085円が東アジア実行委員会に対して支払われている。文化庁委託費の使途は国際交流や式典等に係る経費に限定されており、文化庁委託費から富士山コスプレ世界大会の負担金は出ていない。
- ・ 東アジア実行委員会の解散時の残余財産40,140,009円は会則第19条の規定に基づき、静岡県へ帰属させている。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

- ・ 東アジア実行委員会は、東アジア文化都市2023静岡県を効果的に推進することを目的として令和4年11月29日に設立され、東アジア文化都市2023静岡県の事業終了後、令和6年3月31日に解散した。
- ・ 東アジア実行委員会に関する規程として、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会則」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則」、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会計事務及び財産事務の取扱いについて」が定められている。
- ・ 東アジア実行委員会の組織については、会則第4条において、「実行委員会は、会長（1人）、委員長（1人）、委員長が委嘱するその他の実行委員（10人以上15人以内。以下「委員」と総称する。）及び監事（2人以内）をもって組織する。」と定められている。この規定に基づき、東アジア実行委員会設立時に県内外の学術、文化団体、報道、経済、スポーツ等の各団体の長等15人が委員として委嘱され、静岡県職員以外の者2人が監事として委嘱されている。

- ・ 東アジア実行委員会の会長及び委員長については、会則第5条第1項において「会長は静岡県知事をもって充てる。」、同条第2項において「委員長は、静岡県副知事をもって充てる。」と定められている。この規定に基づき、会長は静岡県知事、委員長は静岡県副知事が充てられている。
- ・ 東アジア実行委員会の役員及び委員の任期については、会則第8条において、「役員及び委員の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。」と定められている。役員及び委員の変更については明文化された規定はないが、委員の退任や監事の交代が行われている。
- ・ 東アジア実行委員会の会議については、会則第9条において規定され、議決すべき事項や会議の運営方法等が定められている。会議においては、会則の改廃、事業計画及び事業報告、予算及び決算等について議決することとされている。また、会議は委員をもって構成され、会議の定足数は構成員の2分の1とし、会議の議決は出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによると定められている。なお、会議を構成する委員15人（令和5年5月25日以降は14人）のうち、12人（令和5年5月25日以降は11人）は静岡県職員以外の者である。
- ・ 東アジア実行委員会の事務局については、会則第17条において、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課に事務局を置くと規定され、事務局の職員や事務の決裁については、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程及び東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則により詳細が定められている。
- ・ 東アジア実行委員会の出納については、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程第13条において、現金の出納は委員長が指定する金融機関を通して取り扱うものとする規定され、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会計事務及び財産事務の取扱いについてにより指定金融機関が定められ東アジア実行委員会の口座が開設されている。東アジア実行委員会の収入・支出は当該口座を通して処理されている。
- ・ 東アジア実行委員会の経費については、会則第14条において、静岡県負担金及びその他の収入をもって充てると規定されている。静岡県は東アジア実行委員会へ負担金339,116,000円を支出している。
- ・ 東アジア実行委員会は、富士山コスプレ世界大会実行委員会に対して、令和6年1月12日に負担金2,999,700円を支出している。なお、静岡県から富士山コスプレ世界大会実行委員会に対する支出はない。

2 判断

第4の1の認定した事実等に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(i) 東アジア文化都市2023静岡県実行委員会について

本件措置請求において、請求人は、令和6年1月12日付けで静岡県が行った令和5年度東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（富士山コスプレ世界大会）負担金2,999,700円の支出が違法又は不当な財務会計行為であると主張し、負担金の返還を求めているものと解される。

請求人は、上記負担金は静岡県が支出したものであると主張しているが、上記1の認定した事実のとおり、静岡県が支出したのは、東アジア実行委員会に対する負担金339,116,000円であり、請求人が違法又は不当と主張する負担金2,999,700円を富士山コスプレ世界大会実行委員会に対して支出したのは東アジア実行委員会である。

東アジア実行委員会のように普通地方公共団体等の負担金や補助金等の収入を経費に充てている実行委員会の支出に関する事案における東京地裁平成9年8月6日判決は、実行委員会は、地方公共団体とは別個独立の権利能力なき社団として一連の行為を行っていたものであり、実行委員会の担当者がした支出行為は、地方自治法242条が規定する住民監査請求の対象となる普通地方公共団体の長又は職員等がした「公金の支出」には該当しないと判示している。また、最高裁昭和39年10月15日第一小法廷判決（民集第18巻8号1671頁）は、ある団体が権利能力なき社団に当たるというためには、当該団体が団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないと判示している。

東アジア実行委員会の組織については、会則第4条の規定に基づき、会長、委員長、委員長が委嘱するその他の実行委員及び監事をもって組織することとされており、委員は県内外の学術、文化、報道、経済等の各団体の長等により構成されている。また、会則第5条第1項の規定に基づき、会長は静岡県知事、委員長は静岡県副知事をもって充てるとされ、会長は静岡県知事、委員長は静岡県副知事が充てられている。そして、会則第17条の規定に基づき、事務局が静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課に置かれている。役員及び委員の任期は、会則第8条において、実行委員会の解散の日までとされているが特別な理由がある時はこの限りでないと規定されている。役員及び委員の変更については、会則に明記はされていないものの、実際に委員の退任や監事の交代が行われていた。

実行委員会の会議は会則の改廃、事業計画及び事業報告、予算及び決算に関すること等を議決することとされ、議決は多数決によること等、会議の運営等についても会則において規定されている。

東アジア実行委員会の会計事務及び財産事務の取扱いについては、「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局規程細則」や「東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会計事務及び財産事務の取扱いについて」に基づき処理されており、東アジア実行委員会の預金口座で金銭が管理され、現金の出納は当該口座を通して取り扱われている。

これらの点を総合的に勘案すれば、東アジア実行委員会は、団体としての組織を備え、そこには多数決の原則が行われ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理等の団体としての主要な点が確定しているといえる。従って、当該実行委員会は権利能力なき社団に当たるものと認められる。

(2) 静岡県の財務会計行為に当たるか

(1)に記載したとおり、本件措置請求は、地方公共団体とは別個独立の権利能力なき社団が行った行為を対象とするものであり、自治法第242条第1項が住民監査請求の対象として規定する県の財務会計行為を対象とするものとは認められない。

3 結論

以上のことから、自治法第242条に定める住民監査請求として不適法であり、本件措置請求は却下する。